

令和5年度第3回

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会議次第

日時 令和6年1月11日（木）
午後4時30分～
会場 教育センター1階
コミュニティホール

1 開 会

2 会議録署名委員の選出

3 議 事

(1) 協議事項

・協議第1号 国民健康保険税の税率等の見直しについて

税率について、昨年度から続いている物価の上昇により、国保の被保険者が受ける負担感は依然として高い状況にあり、更なる負担を求める状況にないことから、令和6年度の税率については据置きとし、一般会計からの法定外繰入（財政安定化支援事業分繰入）を実施することとしてよろしいか御協議いただきたい。

【事務局案】

令和6年度の税率は据置きとし、一般会計からの法定外繰入（財政安定化支援事業分繰入）を実施する。

・協議第2号 国民健康保険税の課税限度額の見直しについて

課税限度額について、本市では政令の課税限度額が改正された翌年に引上げを行ってきたが、令和5年3月の政令の改正に合わせて、政令と同額に引き上げることとしてよろしいか御協議いただきたい。

【事務局案】

課税限度額を102万円から104万円に引き上げる。

(2) そ の 他

4 そ の 他

5 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和6年1月11日現在

委 員 種 別	氏 名	役 職 等	備考
第 1 号 委 員 被保険者代表	横須賀 咲 紀	市議会議員	
	若 林 芽 育	市議会議員	
	田 中 勇 大	宇都宮商工会議所青年部 専務理事	
	土 屋 貴 子	宇都宮商工会議所女性部 会員	
	櫻 井 則 子	市農業委員会 会長職務代理	
	坂 本 悦 男	公募委員	
	根 本 智 子	公募委員	
第 2 号 委 員 保 険 医 ・ 保 険 薬 剤 師 代	松 本 国 彦	市医師会 会長	
	野 間 重 孝	市医師会 副会長	
	増 山 哲 茂	市医師会 副会長	
	石 原 雅 行	市医師会 副会長	
	北 條 茂 男	市歯科医師会 会長	
	生 井 俊 一	市歯科医師会 副会長	
	高野澤 昇	市薬剤師会 会長	
第 3 号 委 員 公 益 代 表	原 ちづる	市議会議員	
	菅 野 大 造	市議会議員	
	◎塚 田 典 功	市議会議員	
	○福 田 茂 夫	市社会福祉協議会 副会長	
	釧 持 幸 子	市民生委員児童委員協議会 会長	
	平 野 幸 子	宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会 委員	
	小 野 篤 司	宇都宮短期大学 准教授	
第 4 号 委 員 被用者保険等 保 険 者 代 表	宮 崎 務	全国健康保険協会栃木支部 支部長	
	小山田 静 子	栃木県市町村職員共済組合 事務局長	
	野 沢 良 治	栃木県トラック健康保険組合 常務理事	

◎：会長

○：会長職務代理者

事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
小 島 泰 久	保健福祉部長
黒 崎 彰 弘	保健福祉部次長
千 本 直 男	保険年金課長 ※ 1
井 上 源 夫	保険年金課長補佐 ※ 2
岩 本 光 生	保険年金課管理グループ係長 ※ 2
大 嶋 聡	保険年金課国保給付グループ係長
檜 山 真佐樹	保険年金課国保税グループ係長
赤 羽 信 彦	保険年金課収納グループ係長
古 内 康 夫	保険年金課滞納整理グループ係長
佐 藤 真理子	保険年金課管理グループ総括 ※ 2
菊 地 由美子	保険年金課国保給付グループ総括
斎 藤 幸 子	保険年金課国保給付グループ総括
結 城 悦 子	保険年金課国保税グループ総括
鈴 木 信 晴	健康増進課長
岩 下 あす香	健康増進課長補佐
吉 澤 貴 志	健康増進課企画グループ係長
鈴 木 敦 子	健康増進課健康づくりグループ係長
田 邊 亜希子	健康増進課健康診査グループ係長

※ 1 書記長

※ 2 書記

協議第 1 号

国民健康保険税の税率等の見直しについて

1 国民健康保険財政の仕組み

国民健康保険（以下「国保」という。）は、特別会計で経理されており、国保事業費納付金（以下「納付金」という。）や保健事業費及び保険給付費などの国保事業に要する経費を国・県・市からの公費と被保険者から徴収する保険税で賄うことを基本としている。

【国保特別会計のイメージ】

歳出項目	歳入項目
納付金	保険税 <i>納付金等に応じた 税率等の検討</i>
	保険者努力支援制度交付金(国・県) 特別調整交付金(国)等
保健事業費（特定健診事業費など）	
保険給付費	支出(同額) ← 保険給付費交付金

【本市納付金の推移】

（単位：百万円）

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5
納 付 金 額	14,682	13,822	13,205	12,501
前 年 比	▲1,160	▲860	▲617	▲704

2 市国保運営協議会の諮問・答申

- 本市では、毎年度、市国保運営協議会に諮問し、保険税率の見直しについて答申を受けている。
- 今年度も、市長から市国保運営協議会へ8月10日に諮問を実施

＜諮問書の抜粋＞

近年、物価の上昇など国民健康保険の被保険者を取り巻く環境が急激に変化する中、改めて本市国民健康保険の安定的な事業運営を図るため、税率の見直しを含めた財政健全化策の在り方について、貴協議会の意見を求めます。

【これまでの答申内容】

対 象	主 な 内 容
R 2 年度税率	消費税増税の影響等を勘案し、税率は据置き
R 3 ・ 4 年度税率	新型コロナウイルス感染症の影響等を勘案し、税率は据置き
R 5 年度税率	物価上昇の影響等を勘案し、税率は据置き

【参考】本市の保険税率

【現行保険税率】

算定方式等	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割額	6.36%	2.55%	2.07%
均等割額	25,900円	9,800円	10,500円
平等割額	19,000円	7,200円	6,400円
課税限度額	650,000円	200,000円	170,000円

令和5年度 標準保険税率			
所得割額	5.78%	2.73%	2.29%
均等割額	26,866円	12,442円	13,318円
平等割額	17,714円	8,203円	6,561円

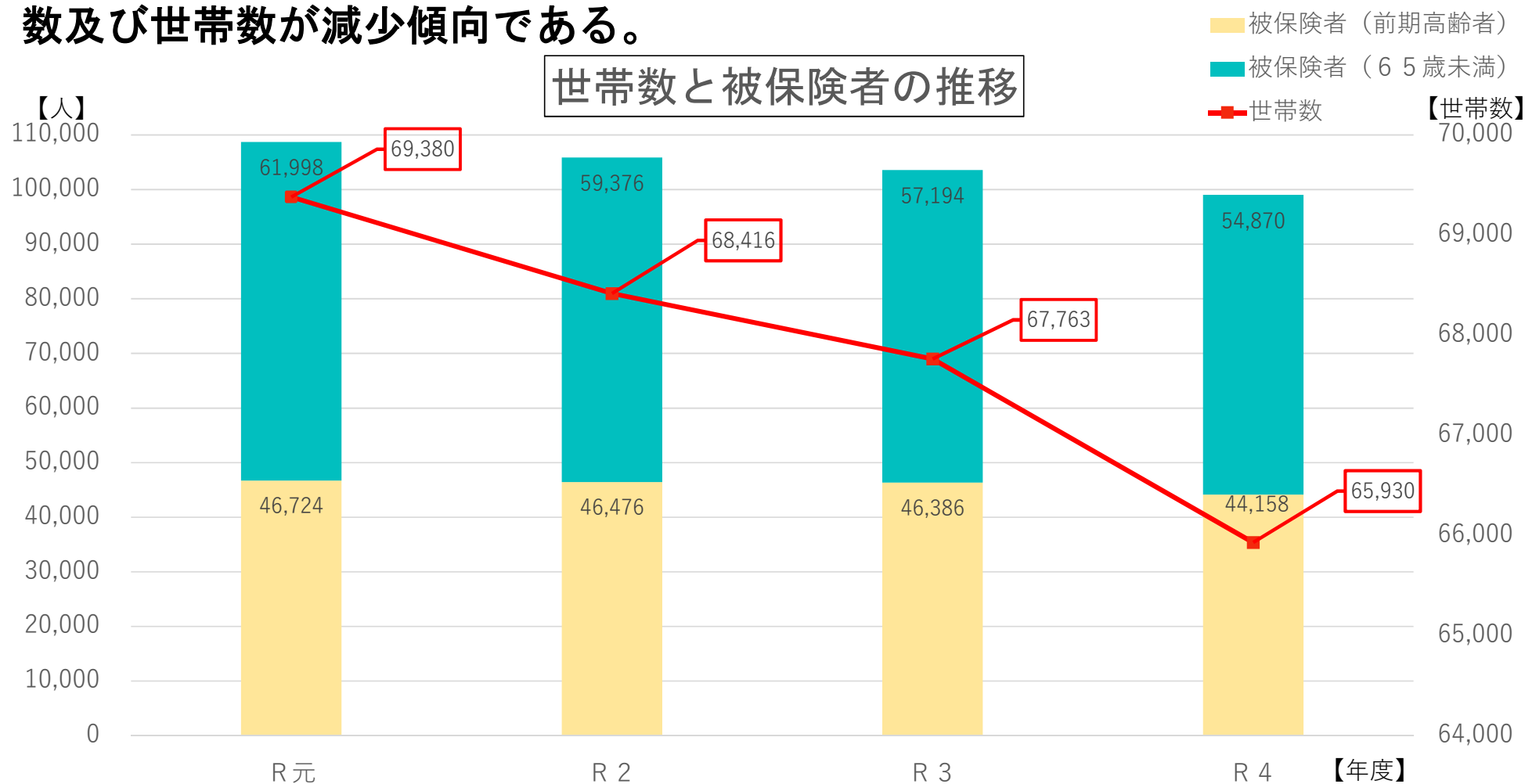
※ 標準保険税率とは、県から示された納付金を賄うことができる税率について、県内統一の算定基準により市町ごとに算出されるもの

【これまでの税率引上げ状況】

年 度	1人当たり保険税額	引上げ額	増加率
H20（3年ぶりの改訂）	114,079円 ⇒ 116,510円	2,431円	2.1%
H26（6年ぶりの改訂）	93,151円 ⇒ 98,924円	5,773円	6.2%

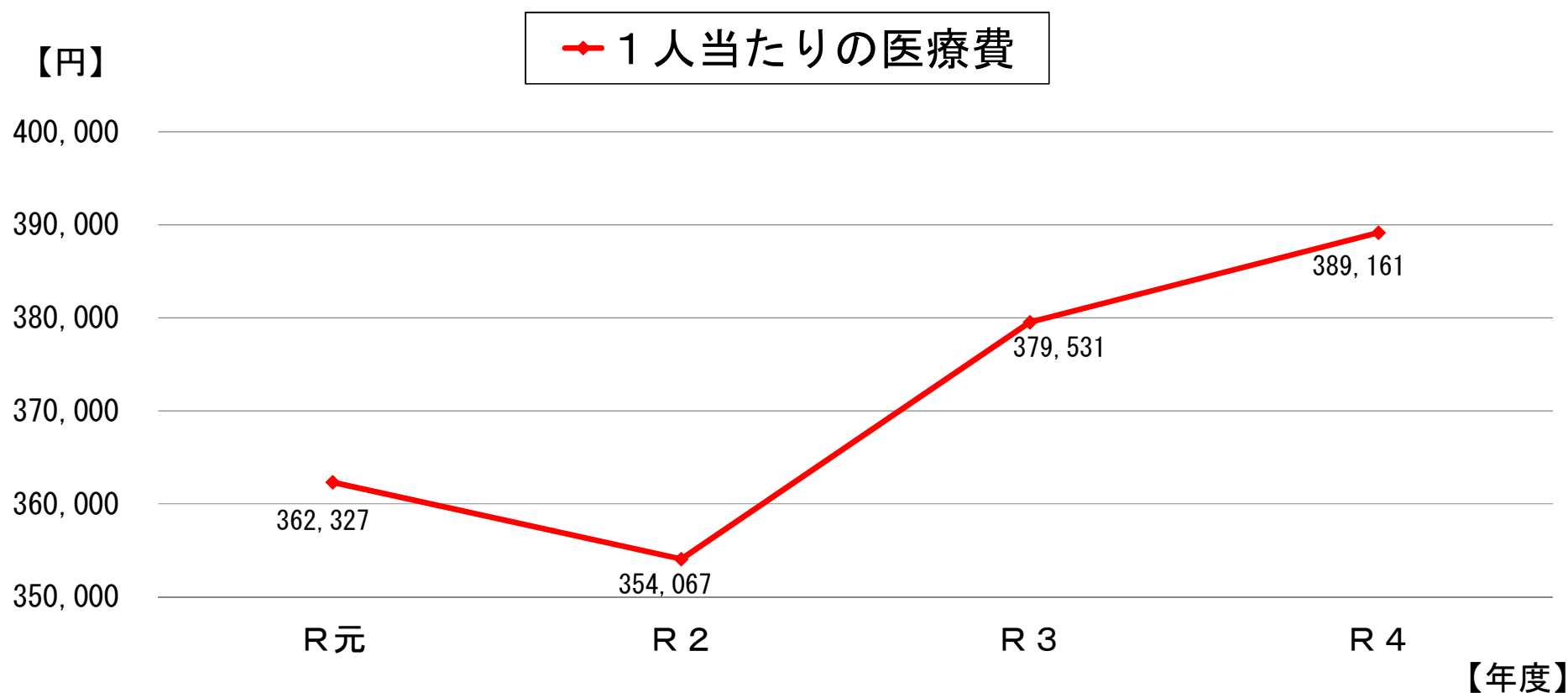
3 本市国保の現状①

国保では、社会保険の適用拡大や後期高齢者医療制度への移行に伴い被保険者数及び世帯数が減少傾向である。



3 本市国保の現状②

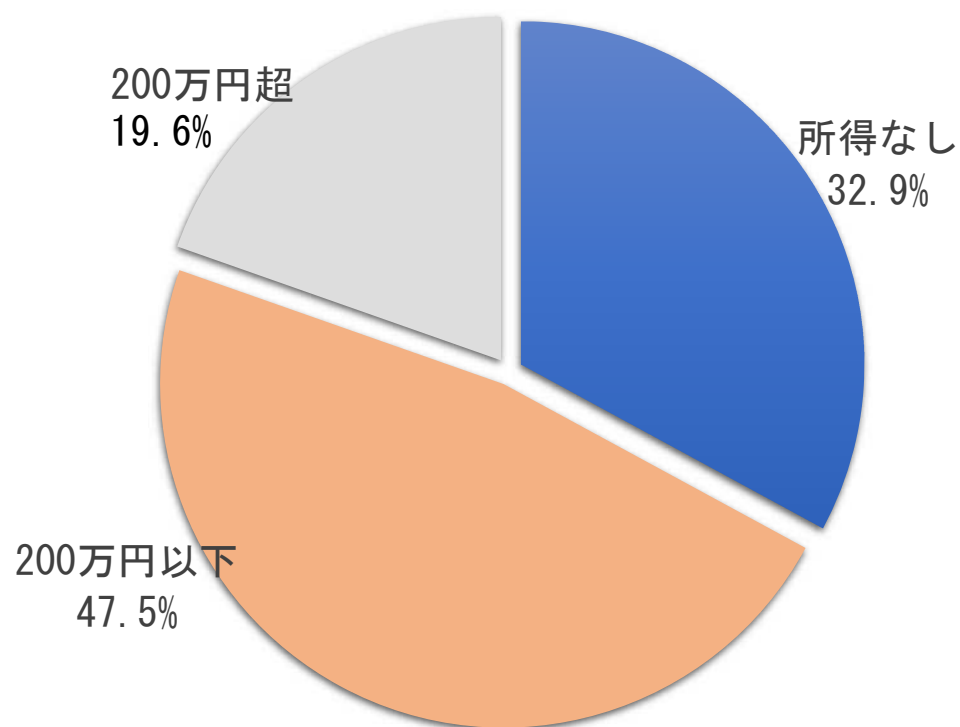
国保では、被保険者の高齢化、医療技術の高度化などにより1人当たりの医療費が増加傾向である。



3 本市国保の現状③

国保では、被保険者に保険税負担能力の低い無職者や低所得者が多いことから、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えている。

当初課税における世帯の所得構成（R5年度）

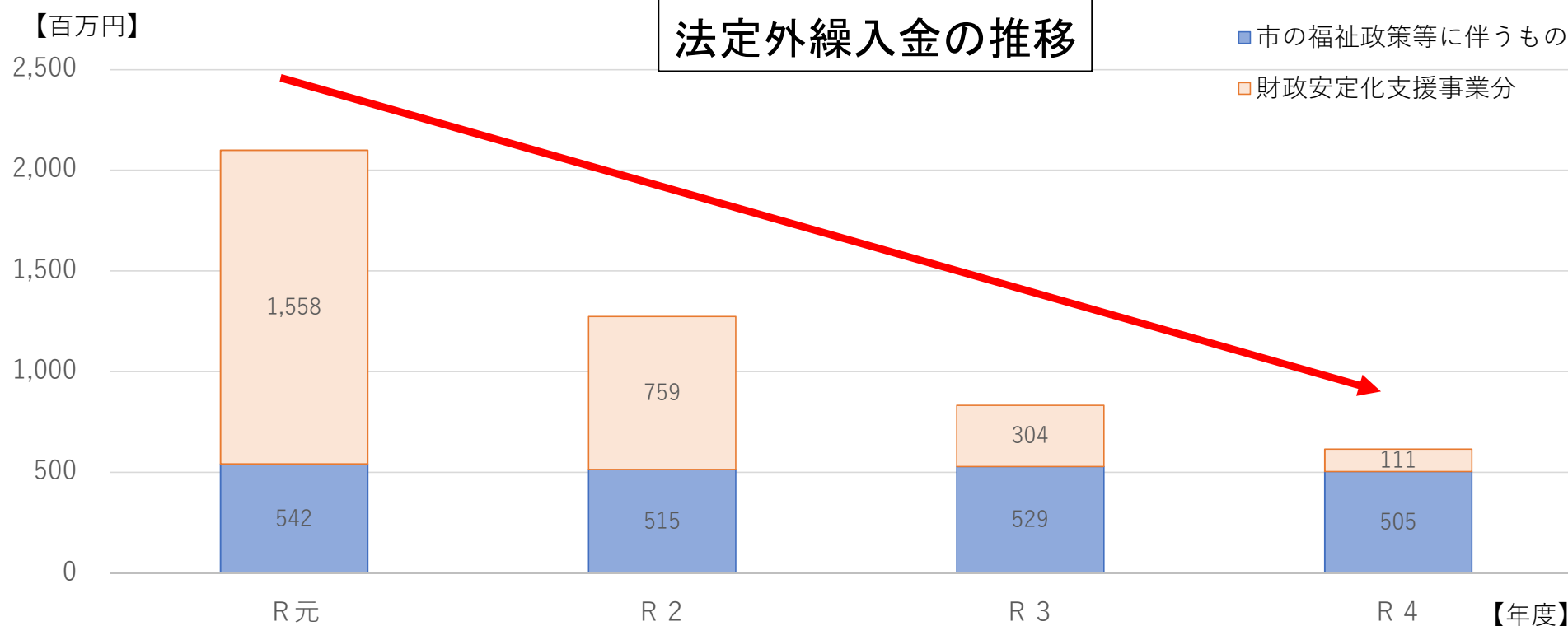


※「所得なし」及び「所得200万円以下」の世帯割合が、全体の80.4%を占めており、非正規労働者などの低所得者世帯が多く加入している。

3 本市国保の現状④

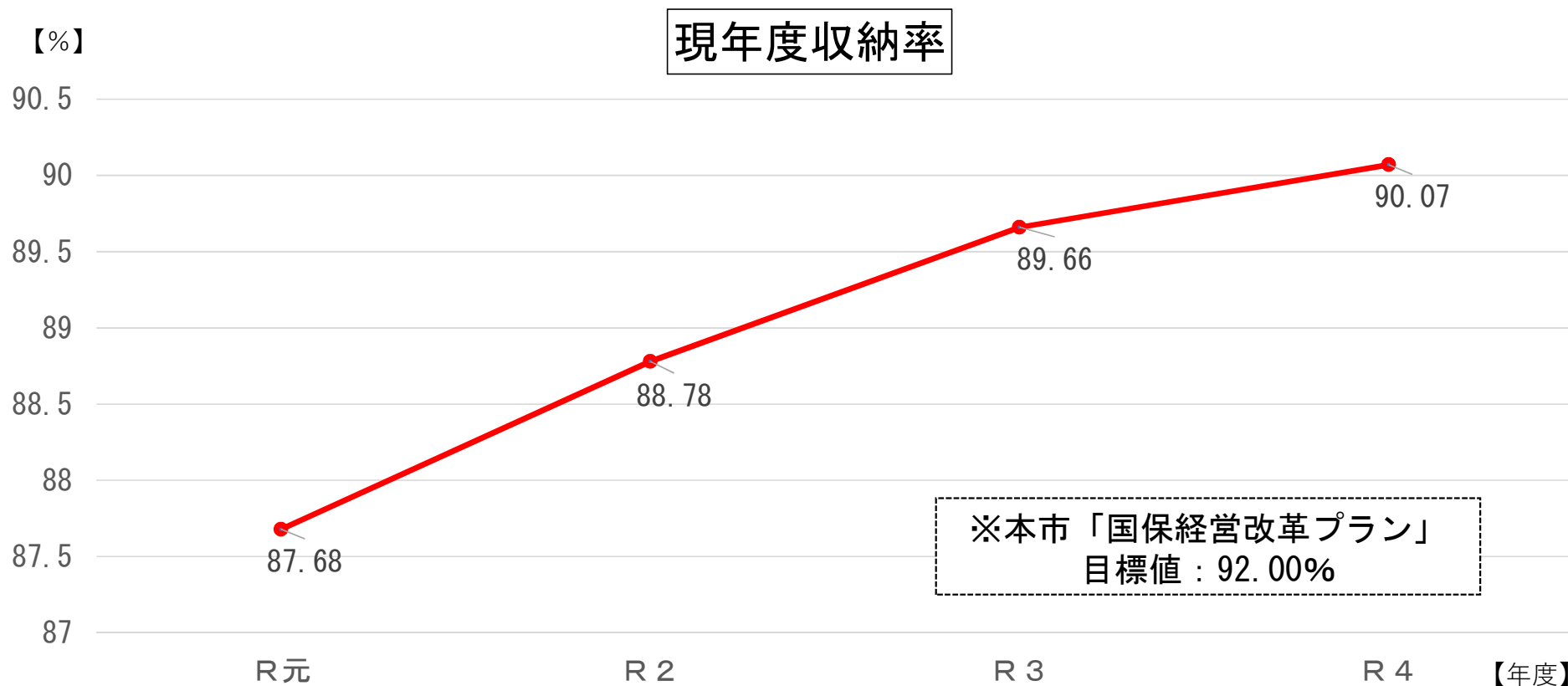
本市国保では、市の福祉政策に基づく事業などに対して、一般会計からの法定外繰入を行ってきた。

法定外繰入金は、被保険者数の減少に伴う納付金の減少および収納対策の強化、歳出抑制の取組などにより減少傾向である。



3 本市国保の現状⑤

本市国保の現年度収納率は、「口座振替の原則化」などの収納率の向上に向けた取組を強化していることにより、上昇傾向である。



4 収支均衡に向けた歳入確保と歳出抑制の取組

○ 歳入確保

(1) 口座振替の加入強化

令和4年12月より「口座振替の原則化」を開始し、金融機関キャッシュカードによる簡易な口座振替手続きが可能な「ペイジー口座振替受付端末機」の設置場所を令和5年7月、全ての地区市民センター及び出張所に拡大し、さらなる口座振替の加入勧奨を強化する。

◇口座振替加入状況（各年度11月末現在）

【目標】年間2%の増加

年度	世帯数	口座振替世帯	新規加入世帯	口座振替加入率
5年度	53,385世帯	18,846世帯	2,477世帯	35.3%
4年度	55,030世帯	18,833世帯	1,397世帯	34.2%
3年度	56,770世帯	19,906世帯	1,363世帯	35.1%
2年度	57,420世帯	19,978世帯	1,382世帯	34.8%

4 収支均衡に向けた歳入確保と歳出抑制の取組

○ 歳入確保

(2) 滞納者の状況把握の徹底

高額滞納者や長期滞納者，現年度滞納者に対して，「預貯金調査の電子化」や「滞納者実地調査業務委託」などを活用して，財産や生活状況の調査を実施し，滞納者の状況把握を徹底する。

◇預貯金調査件数（各年度3月末現在） **【目標】年間80,000件**

年度	5年度 【11月末現在】	4年度	3年度
件数	65,414件	95,120件	5,926件

※ pipitLINQを令和4年2月に導入

4 収支均衡に向けた歳入確保と歳出抑制の取組

○ 歳入確保

(3) 納付資力がある滞納者への差押処分の強化

換価性の高い預貯金を中心に給与、生命保険、年金等についても積極的な調査を行い、差押件数の増加を図る。

◇差押件数・収納額（各年度3月末現在） **【目標】年間950件**

年度	件数（うち債権）	収納額
5年度 【11月末現在】	777件（774件）	67,492千円
4年度	576件（576件）	65,584千円
3年度	403件（403件）	42,916千円
2年度	213件（212件）	39,998千円

4 収支均衡に向けた歳入確保と歳出抑制の取組

○ 歳出抑制

(1) 医療費の増加の抑制

特定健診の受診勧奨や受診行動のデータ分析をA Iを活用して継続するとともに、高額な医療費を抑制するため糖尿病性腎症重症化予防事業の受診勧奨を強化するなど、1人当たりの医療費の増加の抑制を図る。

◇特定健康診査受診率（各年度11月末現在） **【目標】 受診率36%**

年度	対象者数	受診者数	受診率
4年度	66,523名	19,647名	29.5%
3年度	70,340名	19,634名	27.9%
2年度	72,875名	18,857名	25.9%

◇糖尿病性腎症重症化予防事業（各年度3月末現在）

【目標】 受診勧奨回数230回以上、受診率80%以上

年度	対象者数	受診者数	受診勧奨回数	受診率
4年度	238名(*)	82名	250回	34.4%
3年度	96名	64名	266回	66.7%
2年度	97名	75名	217回	77.3%

* 対象者を受診
中断者まで拡大

4 収支均衡に向けた歳入確保と歳出抑制の取組

○ 歳出抑制

(2) 医療費の適正化

後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合の差額を通知し，切り替えを促すほか，多受診・重複受診者への適正受診を促進することにより医療費の適正化を図る。

◇差額通知送付件数・削減効果（各年度翌年6月末現在）

年度	送付件数	削減効果額
4年度	11,246件	20,874千円
3年度	11,321件	13,665千円
2年度	13,681件	29,351千円

【目標】削減効果額25,000千円

◇多受診・重複受診者指導実績（各年度3月末現在） 【目標】指導回数200回

年度	対象者数 (A)	指導回数	改善確認者 (B)	改善割合 (B/A)
4年度	167名	62回	46名	27.5%
3年度	265名	173回	47名	17.7%
2年度	253名	197回	66名	26.1%

5 収支見通し

○ 令和6年度の収支見通しに係る各項目の推計方法は下記のとおり

年度		推計方法
国保被保険者数		後期高齢者医療制度への移行（75歳～）や社会保険適用拡大（R6.10月～）等の影響を考慮し算出
国保世帯数		被保険者数及び1世帯当たりの被保険者数をもとに算出
1世帯当たりの被保険者数		過去の傾向（減少傾向）をもとに算出
歳出	保険給付費	被保険者数の推計値及び1人当たり保険給付費の伸び率を考慮し算出
	国保事業費納付金	被保険者数の推計値及び過去の1人当たり納付金額をもとに算出
歳入	保険税（現年度）	課税額の推計値及び現年度保険税収納率の推計値をもとに算出 （課税額は過去の課税状況や決算状況、被保険者数の減少等を考慮し推計）
	現年度保険税収納率	過去の伸び率及び今後の収納対策の効果を踏まえ算出

5 収支見通し

- 令和6年度の収支見通しについては、被保険者数や保険給付費、収納率などの項目の推計を基に算出する。

年度 区分		R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度	
		(実績)	前年比	(予算)	前年比	(推計)	前年比
国保被保険者数（年平均・人）		98,584	△4,702	94,022	△4,562	89,090	△4,932
国保世帯数（年平均・世帯）		65,740	△1,909	63,102	△2,638	60,606	△2,496
1世帯当たりの被保険者数（人）		1.50	△0.3	1.49	△0.1	1.47	△0.2
歳出	保険給付費 （百万円）	32,777	△752	32,016	△761	31,071	△945
	国保事業費納付金 （百万円）	13,205	△617	12,501	△704	12,217	△284
歳入	保険税（現年度） （百万円）	8,680	△387	8,582	△98	8,172	△410
	現年度保険税収納率 （％）	90.07	0.41	91.68	1.61	92.04	0.36

5 収支見通し

○ 令和6年度推計

(単位：百万円)

区 分		R 4 年度（実績）	R 5 年度（予算）	R 6 年度（推計）
歳 出	国保事業費納付金	13,205	12,501	12,217
	保険給付費	32,777	32,016	31,071
	保険事業費など	1,131	989	1,182
歳 出 合 計		47,113	45,506	44,470
歳 入	保険税（現年度）	8,680	8,582	8,172
	法定内一般会計繰入金（公費を含む）	3,374	3,127	3,299
	保険給付費等交付金	32,644	32,016	31,071
	その他（保険税過年度分など）	1,799	1,333	1,293
歳 入 合 計		46,497	45,058	43,835
歳 入 歳 出 差 額		△616	△448	△635
法定外一般会計繰入金		616	448	635
うち市の福祉政策に伴う繰入金		505	448	504
うち財政安定化支援事業分繰入金		111	0	131

1人当たりの医療費の伸びが著しいことから、これまでのような納付金の減少が見込めない可能性がある。

【参考】1人当たりの保険税額（R 6 年度）

- 令和6年度の収支見通しは、一般会計からの法定外繰入を行わない場合、歳入に対して歳出が約6億3,500万円上回る見込みとなる。
- 約6億3,500万円を保険税で賄う場合
1人当たり保険税額：約108,000円（約8,000円増）

6 外部環境の変化（１）

現在、栃木県と２５市町では持続可能な国保制度を維持していくため、「保険税水準の統一」に向けた取組を行っているところである。

今後、県内２５市町では「保険税水準の統一」に向け、収納率の較差縮小を図る必要があることから、本市においても、収納対策の取組強化を継続し、更なる収納率の向上を図る。

工程表 (主なもの)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	...	R〇～
	第 2 期 国保運営方針			第 3 期国保運営方針～							
				納付金ベースの統一への移行期間				完全統一への移行期間		完全統一	
ア 納付金算定で医療費水準を考慮しない方法に移行	市町ごとの医療費水準を考慮した算定			段階的に市町ごとの医療費水準を考慮しない方法に移行				納付金ベースの統一	市町ごとの医療費水準を考慮しない状態		完全統一
イ 統一に向けた激変緩和措置の設定	納付金上昇を抑制する新たな緩和措置の導入検討			現行の緩和措置から医療費水準に着目した緩和措置へ段階的に切替え					市町ごとの医療費水準に着目した緩和措置		

【出典】令和４年度第２回栃木県国民健康保険運営協議会資料から抜粋して加工

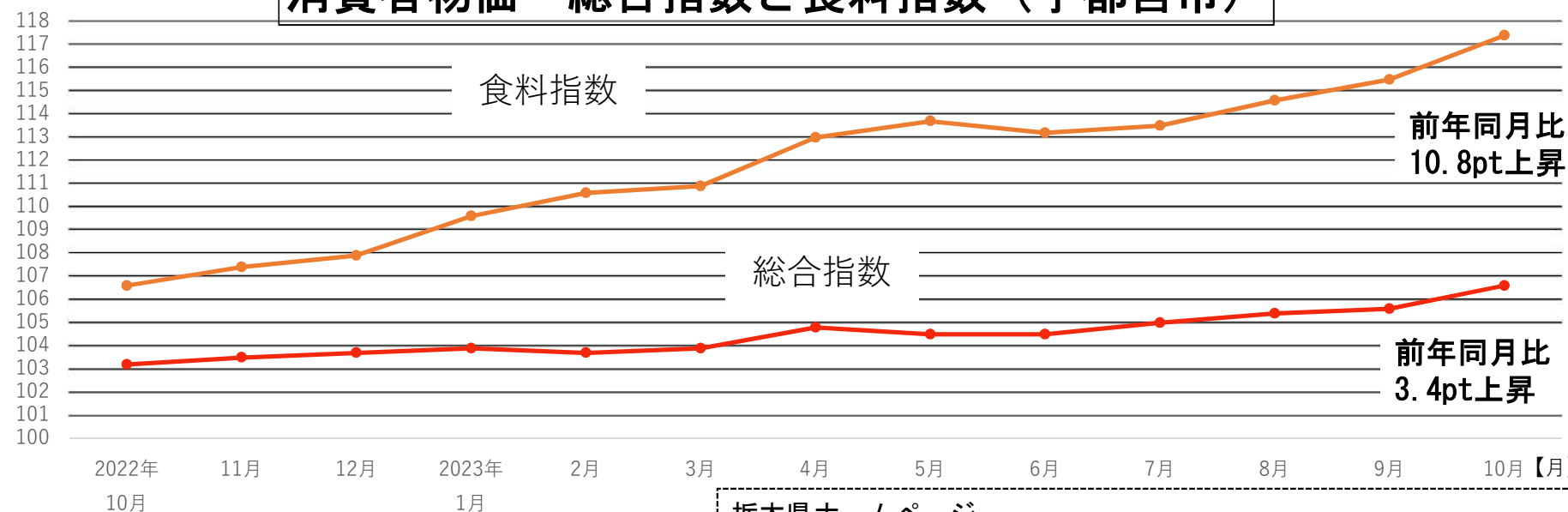
6 外部環境の変化（2）－1

○ 物価高騰

- ・ 物価高騰は、現在も続いており、特に食料品の上昇率は加速している。
- ・ 日本銀行が公表した「経済・物価情勢の展望（2023年10月）」では、令和6年度の消費者物価指数（除く生鮮食品）は、原油価格上昇などの影響を理由に、前回（7月）の展望から大幅に上振れるとの見通しを示している。
- ・ 国内外の経済動向に不確実性が多い中、短期間での収束は期待できない。

【指数】

消費者物価 総合指数と食料指数（宇都宮市）



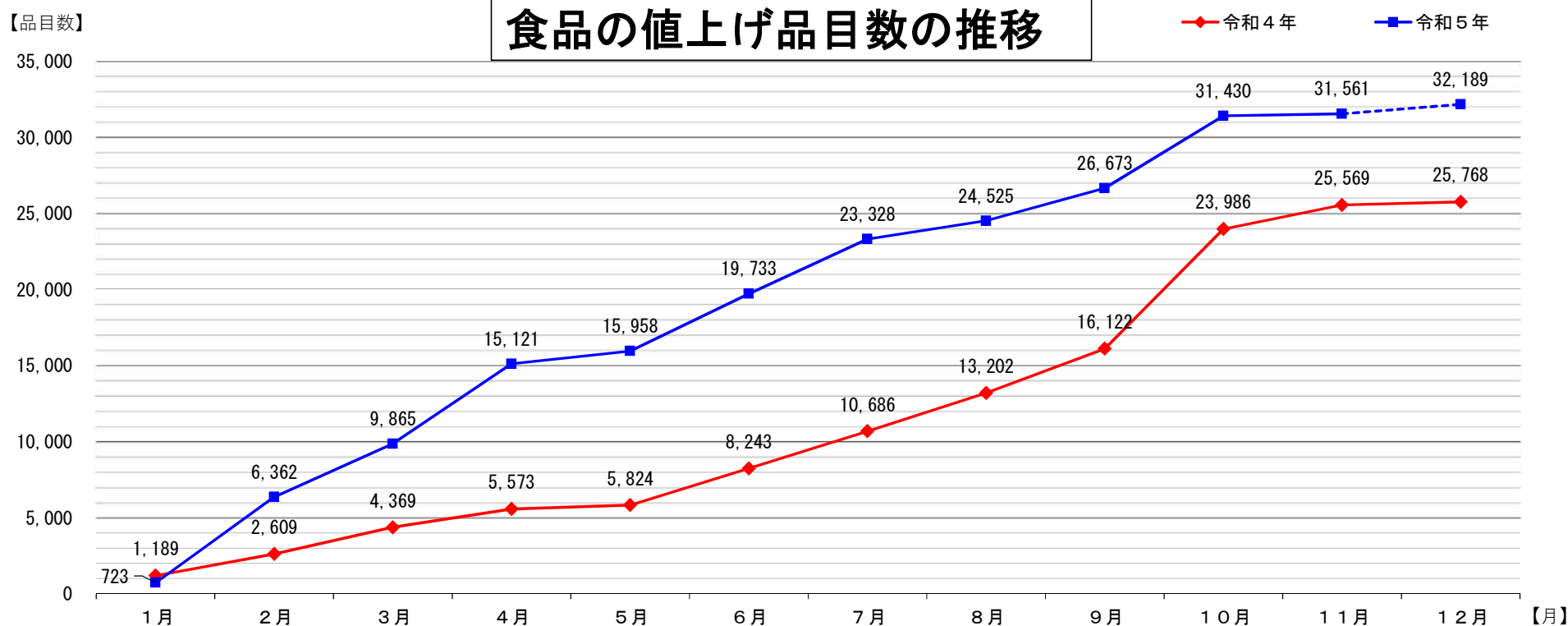
栃木県ホームページ

令和5(2023)年10月分の宇都宮市消費者物価指数から数値を引用し作成

6 外部環境の変化（2）－2

○ 物価高騰

特に、食品の値上げ品目数については、昨年よりも増加しており、令和6年以降も断続的に値上げが続く可能性がある。



帝国データバンク「食品主要195社」価格改定動向調査
2023年11月から数値を引用し作成

7 対応策（案）

本市国保の財政

- ・ 加入世帯の約 8 割が低所得者世帯である本市国保の財政は、これまで歳入確保策として各種収納対策の強化に取り組むとともに、歳出抑制策として特定健診受診率の向上や糖尿病重症化予防など、医療費の適正化に向けた取組を進めてきたことにより、一般会計からの法定外繰入は減少し、着実に財政健全化が図られている。
- ・ しかしながら、被保険者 1 人当たりの医療費の増加などの理由により、令和 6 年度の収支見込みでは、約 6.3 億円の歳入・歳出の乖離幅の可能性がある。

国保制度・被保険者に関わる状況

- ・ 持続可能な国保制度を維持していくため、県内において「保険税水準の統一」を目指している。
- ・ 昨年度から続いている物価の上昇については、昨年度と比較し値上げとなった品目はさらに拡大し、複数回の値上げとなった品目も多い中、低所得者が多い国保の被保険者が受ける負担感は依然として高い状況が続いている。

対応策（案）

- ・ 今後、県内 25 市町では「保険税水準の統一」に向けて、収納率の較差縮小を図る必要があることから、まずは更なる収納率の向上を図ること、国などによる経済対策の動きはあるものの、昨年度から続く物価の上昇により、被保険者に更なる負担を求める状況にないことから、令和 6 年度の税率については据置きとしたい。
- ・ 令和 6 年度の税率を据え置いた際の収支均衡への対応については、財政健全化に向けた歳入確保及び歳出抑制の更なる強化を徹底した上で、一般会計からの法定外繰入（財政安定化支援事業分繰入）を実施したい。

被保険者に更なる負担を求める前に、
更なる収納率向上など保険者として
経営努力に取り組む必要がある。

8 今後のスケジュール（予定）

令和6年2月1日 第4回国保運営協議会
※答申書（案）について

9日 答申書手交式

協議第2号

国民健康保険税の課税限度額の見直しについて

1 答申（昨年度）と本市課税限度額

（１）令和４年度答申の内容

「地方税法施行令（以下「政令」という。）が改正された場合は、**令和６年度の課税限度額**（以下「限度額」という。）について**運営協議会において検討することが適当**である」とされている。

⇒ 政令改正済（令和５年３月３１日公布 ４月１日施行）

（２）本市限度額（Ｒ５年度）

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	小計
限度額	６５万円	２０万円	１７万円	１０２万円

○ 政令の限度額

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	小計
限度額	６５万円	２２万円	１７万円	１０４万円

2 限度額の趣旨

保険税は、負担能力に応じた公平なものである必要がある。

そのため、政令において、受益との関連において被保険者の納付意欲に与える影響などの観点から、保険税負担に一定の限度を設けており、その範囲内で市町村は限度額を設定している。

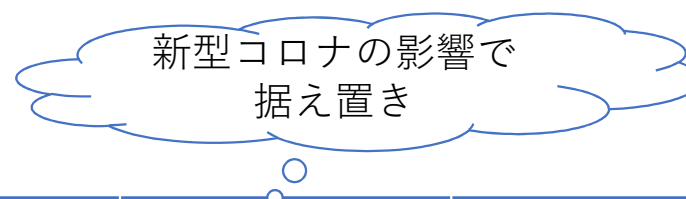
【参考】国が示す限度額の在り方

これまでの被用者保険におけるルール（*）とのバランスを考慮し、国保全世帯のうち、限度額到達世帯の割合が1.5%に近づくよう段階的に引き上げていく。

* 被用者保険では、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者世帯の割合が0.5～1.5%の間となるように法定されている。

3 見直しについての考え方

- ・ 限度額を超える高所得者世帯については、中低所得世帯と比べて所得に対する負担割合が低く抑えられている状態であり、限度額の引上げによって高所得者世帯の負担能力に応じた賦課となるため、**税負担の公平性が図られる。**
- ・ 本市では、限度額の引上げが一部被保険者の負担増となることから、これまで市国保運営協議会において慎重な議論を行った上で、その政令改正の**翌年度に見直し（条例改正）を行ってきた。**



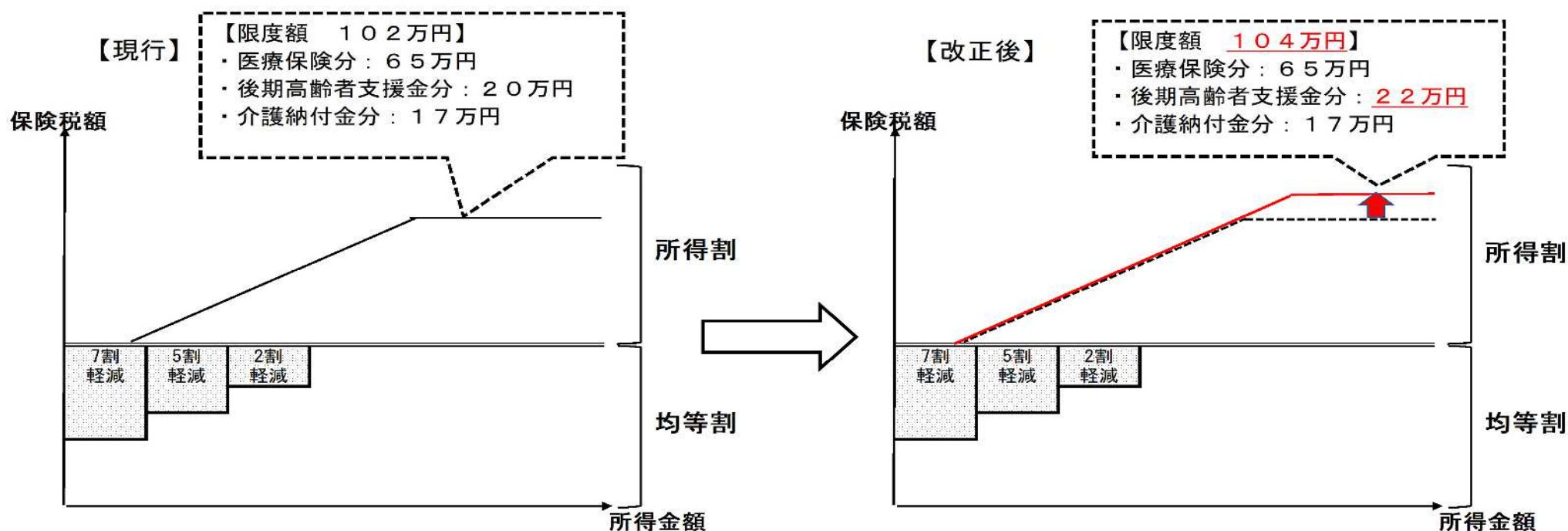
【限度額の推移】

年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
政令 限度額	9 6 万円	9 9 万円	9 9 万円	1 0 2 万円	1 0 4 万円
本市 限度額	9 3 万円	9 6 万円	9 9 万円	9 9 万円	1 0 2 万円

4 対応策（案）

- 保険税の応能負担の考え方や公平性の確保の観点から、高所得者世帯については、負担増となるものの、限度額を見直し、政令と同額となるよう2万円引き上げ、限度額を104万円とする。

【見直しのイメージ図】



【参考】 現行の税率で限度額を見直した際の影響

○対象世帯への影響額 ➤ 1世帯平均 約18,000円の増加

○課税額への影響額 ➤ 約2,300万円の増加

【限度額見直しに伴い影響を受ける世帯イメージ図】

